

官民競争入札等監理委員会
入札監理小委員会
第 20 回議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第 20 回 入札監理小委員会
議 事 次 第

日 時：平成 19 年 9 月 14 日（金）10:10～12:20

場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 3 共用会議室

- 1．実施要項（案）の審議（独立行政法人 日本学生支援機構）
 - ・ 東京国際交流館プラザ平成会議施設等運営事業
 - ・ 広島国際交流会館の管理・運営業務
- 2．国民年金保険料収納事業の民間競争入札の実施経過について
- 3．その他

< 出席者 >

（委員）

樫谷主査、小林副主査、逢見委員、渡邊委員、佐藤専門委員

（文科省）

塩田高等教育局学生支援課長補佐

（（独）日本学生支援機構）

栞原政策企画部長、増子総合計画課長、香川財務部次長、木村東京国際交流館事業部長、小山東京国際交流館事業部主幹、荻原東京国際交流館事業部管理係長、六車支部総括室長、恵濃支部総括室主幹、関口中国四国支部長

（社保庁）

石井運営部長、西田国民年金事業室長、矢口国民年金事業室長補佐、加藤係長

（事務局）

中藤事務局長、櫻井参事官、熊埜御堂参事官、森山参事官、徳山企画官

樫谷主査 ただいまから第20回「入札監理小委員会」を開催します。

本日の議題は「独立行政法人日本学生支援機構」所管の2事業の民間競争入札実施要項(案)の審議、続いて「国民年金保険料収納事業についての社保庁からの経過説明」の事情聴取を予定しております。それでは、まず「東京国際交流館プラザ平成の実施要項(案)」の審議を行いたいと思います。本日は日本学生支援機構政策企画部、栗原部長にお越しいただいており、事業の概要につきまして簡単に説明していただき、引き続き実施要項(案)の内容について説明していただきます。

栗原部長 日本学生支援機構でございます。私、政策企画部長をやっております栗原と申しますが、本日は当機構の事業につきまして、御説明させていただきたいと思います。まず、私の方から当機構の概要及びプラザ平成についての話をさせていただきまして、課長の方から実施要項の説明をさせていただきます。まず、パンフレットをお持ちしております。紫の「2007 概要」をごらんいただきたいと思います。まず、当機構の発足、そしてどんな仕事をしているかを御説明させていただきたいと思います。

4ページに「事業紹介」ということで、「I.奨学金貸与事業」「II.留学生支援事業」「III.学生生活支援事業」。当機構は平成16年に発足した独立行政法人でございますが、この3つの事業のどれが主・従ではなくて、3つの事業を中心として実施いたしております。

少し経緯をお話しさせていただきたいと思います。6ページになります。「設立の概要」というところがあると思います。今申しましたように3つの事業を行っておるわけですが、平成16年4月以前は、奨学金事業、留学生事業、学生生活支援事業は幾つかの団体で、文部科学省であったり、旧日本育英会でありましたり、留学生関係の公益法人が4つほどございますが、それぞれが行ってきた事業を平成16年4月に統合いたしまして、当機構の方で今、事業を実施しております。発足以来3年を超えているという状況でございます。

予算額で見ますと、下でございますけれども、約9,000億という非常に大きな額になっております。事業は3つだと申しましたけれども、予算としては奨学金事業が圧倒的な額となっております。

簡単に3つの事業の概要をお話ししたいと思いますが、右側の7ページを見ていただきますと、まず奨学金貸与事業でございます。棒グラフが真ん中にごございますけれども、平成19年度の現状でございますが、平成19年度の一番右側に114万3,000人とございます。これが現在の貸与人員になっております。100万人を超える奨学金貸与者が現在おりました、特にここ10年ぐらいでかなりの伸びを見せております。

合計100万人と申しましたけれども、割合で見ますと、下の表でございますが、大学で奨学金を受けている奨学生が69万5,000人でございます。どのぐらいの割合かということ、3.9人に1人は当機構の奨学金を受けて学習している。大学院になりますともう少し割合が高くなりまして、大学院が8万3,000人でございますが、その割合は2.5人に1人という状況になっております。

奨学金種類は第一種と第二種と申しまして、無利子のもの、有利子のものが現在ございます。以前は給付事業も行っておりましたが、現在はすべて貸与事業となっております。以上が奨学金事業の概要でございます。

13 ページまで飛んでいただきたいと思います。青い色のところからです。奨学金が緑色にしているんですけども、2つ目の柱の留学生事業は青いページの13 ページになります。私どもの2番目の柱が留学生事業でございますが、留学生事業は何をしているかという前に、今我が国に外国から来ている留学生の数を示しております。それがこの棒グラフになっておりますが、平成18年度で11万7,900人となっております。左の端に昭和58年1万人とございます。この20年ぐらいで約10倍となっております。昭和58年をなぜあげてあるかということ、いわゆる留学生10万人計画という計画を打ち上げたのが昭和58年でございます、これを達成できたのが平成15年に初めて10万人を超えております。

所属を見ますと、その下に「出身国・地域別留学生数」とございますが、現在では中国からの留学生の方が圧倒的でございます。11万人のうち7万4,000人が中国、1万5,000人が韓国、台湾が4,000人でございます。最近の入管の話もございまして、中国の高等教育がかなり拡充してきたということで、少しずつ中国の数は減っておりますけれども、それでも大きなウェートを占めてございます。

当機構が留学生に何をやっているかということでございますが、留学生を支援しているわけですが、留学生からの支援のニーズが高いのは2つございます。奨学金と宿舎です。私も外国に行っておりましたけれども、やはり外国に住んで一番思うのはお金と住むところでございますが、それを支援するのが当機構の役割となっております。

まず、奨学金の件でございますけれども、13ページの下の方でございますが、2つの事業を行っております。日本政府がかなりの額を出している国費留学生は、年間1万人ぐらいに支給しております。予算措置自体は文部科学省で予算措置しておりますけれども、支給事業は当機構で実施しております。

もう一つ、その右は私費外国人留学生学習奨励費、長い名前が付いていますが、これも奨学金です。国費と違うのは、国費留学生は滞在期間中、すべての期間に奨学金を出しておりますけれども、この私費留学生は1年間という限定で、年間10万円未満でございますけれども、支給している。これも大体学部、大学院レベルで、合計で1万人ちょっと支給している。これは当機構で予算措置し、支給している。これが奨学金事業での大きな2つでございます。

ページをめくっていただきまして、14ページ、15ページ。14ページは今申しました奨学金のことでございます。15ページは、奨学金と宿舎以外にも、後から申します会館とか、いろいろな地方の事務所を使って、留学生と地域の方、留学生同士の交流事業などを実施しております。

次に、16ページ「日本留学試験」というのも行っております。日本の大学が留学生を受け入れるには勿論試験があるわけです。大学独自で試験する場合がありますが、当機構が

「日本留学試験」というのを、英語、理科等の基礎科目を実施しておりますので、その点を基に入学許可する大学もかなりございます。年間3万人近くの留学生の方がこれを受験しております。

次の17ページ、今日の議題の大きな1つでございますが、宿舎でございます。読ませていただきますが、「我が国で学ぶ留学生が、安心して学べる充実した留学生生活を送るためには、低廉で良質な宿舎を確保することが不可欠です」ということで、私ども直営の留学生宿舎、国際交流会館と呼んでおりますけれども、運営しております。全国に13の留学生宿舎がございます。これも当機構になって設置したというよりも、昭和から平成にかけて幾つかの留学生の公益法人が設置してきたものを、平成16年を機に当機構が統合したという形になっております。

そこに日本地図が書いてございますけれども、これは留学生宿舎の所在地になっております。合計で2,600戸の留学生宿舎を設置しております。これにつきましては、さっき言ったように留学生が10万人もいるのにたかだか2,000人かという議論もございまして、我々、国、そして大学もつくっていますし、地方公共団体もつくっている。いろいろなところがつくって留学生の方の宿舎の提供を行うということでございます。

それ以外に、留学生宿舎の建築費、3番ですけれども、留学生指定宿舎と申しまして、一般の民の方が設置する宿舎にお金を補助しまして、留学生用ということで確保している。これは2,000戸ほど、直轄ではございませんけれども、指定宿舎制度で確保してございます。

飛ばしますけれども、18ページ、19ページ、留学生につきましては、留学情報センターを東京と神戸に設けております。

22ページが学生生活支援事業です。これは今回の直接の議題ではございませんけれども、就職とか、メンタルヘルスとか、障害を持った学生さんに対する支援、これは勿論各大学で行うわけですけれども、各大学で行っているこれらの事業を、研修会を実施したり情報提供したりして支援しているところでございます。

次に、26ページが東京国際交流館で、これは後ほど御説明させていただきたいと思っております。

最後に、このパンフレットでは29ページの御説明をさせていただきたいと思っております。当機構の組織図でございます。職員数が下にございますように約500人でございます。役員が7名、理事長が北原、国語学者で、筑波大学の学長からこちらに来ております。理事が4名、監事が2名という体制でございます。

組織図はそこに見ていただいたとおりですけれども、1点だけ追加すると、29ページの組織図のツリーの一番下に「地方ブロック支部」と書いてございます。北海道、東北、関東、九州までございます。旧日本育英会時代には全都道府県にあったわけではございますけれども、現在は集約して、このような支部を設けております。この支部の役割はいろいろございますけれども、一つの大きな役割が留学生宿舎の管理・運営でございます。今日御

議論いただきます。広島国際交流館は中国四国支部が管理・運営しているという形になっております。

あと「独立行政法人日本学生支援機構の中期目標、中期計画」という横長の資料を付けております。全部説明するとあれですので、今日議題になる東京国際交流館プラザ平成と留学生宿舎がどう位置付けられているかを御説明させていただきたいと思います。大変恐縮ですが、9ページをお開きください。9ページの左側が中期目標、右側が中期計画になっておりますけれども、留学生宿舎について、計画的に整備しましょう、(2)で入居者に対するサービスの向上を図りましょうということが書いてございます。具体的な数値では、サービスを向上して70%以上から肯定的な評価を受けるというような数値目標を掲げております。

次に、11ページまで飛びますけれども、11ページの一番下にプラザ平成のことがございます。11ページの、中期計画のところでございますけれども、東京国際交流館の国際交流拠点としての機能の一層の活性化、活動云々ということで、その稼働率につきまして、15年比で50%増とすることが書いてございます。

後から御説明しますけれども、稼働率はプラザ平成の大変大きな課題になるんですけれども、ここでの稼働率は、幾つか会議室があるんですけれども、1つでも動いていればマルというようなカウントの仕方をしておりますので、今回お示しするのと若干違います。15年度は実は45%でしたけれども、それを50%増ということで約67.5%にするという目標は今ほぼ達成しつつあります。これが中期目標、中期計画でございます。

次に、プラザ平成の御説明をさせていただきたいと思います。資料3つで御説明させていただきます。「プラザ平成について」という3枚物、そして「国際研究交流大学村」のパンフレット、「プラザ平成」のパンフレットでございます。

まず、プラザ平成の経緯がございますので御説明させていただきたいと思います。この東京国際交流館でございますが、平成10年に発足した国際研究交流大学村構想は文科省だけではありませんで、科技庁、通産省の3省連携でこの構想が動き出しました。イメージとしてはパリにある大学村を、日本で同じようなものをつくって、学術そして国際交流の拠点をつくらうということで、国会議員の議員連盟などもできまして、平成11年の補正予算で1,000億という大きな額の補正予算が計上されて、お台場というか、正式には江東区青海ですけれども、いよいよ動き出しました。

「国際研究交流大学村」のパンフレットを見ていただきますと概要がおわかりいただけると思います。3つのものができております。左側に産総研の臨海副都心センター、真ん中に日本科学未来館、これはJSTという文科省の独立行政法人の組織になっております。そして当東京国際交流館でございます。この3つを総じて国際研究交流村と言っております。

そして、おのおのの役割がございます。まず、当東京国際交流館でございますが、これは留学生の宿舎を確保する、そして研究発表の会場を設ける国際交流の拠点として位置づ

けられております。

また、日本科学未来館はいろいろな展示等で情報発信の拠点としております。更に・・
榎谷主査 時間が詰まっっていて、実施要項そのものも審議もあるのでそろそろ。

栗原部長 はい。いずれにせよ、この3つの組織ができておまして、様々な研究交流が行われているところでございます。

それで、プラザ平成、実際のものに入るわけでございますけれども、小林先生は1年ほど前でございますでしょうか、一度お出でいただきまして御視察いただいております。「プラザ平成」のパンフレットですが、まず施設の概要を見ていただきたいと思います。おめくりいただきますと、下に地図がございます。国際交流館はプラザ平成だけではございませんで、留学生宿舎が4棟ございます。合計で800戸、多分日本最大の留学生宿舎だと思っております。それと、このプラザ平成という会議施設が併設されております。

このプラザ平成の目的は、留学生宿舎に設置されているように、住んでいる留学生とか外国人の方々の交流の場と位置付けております。

お聞きいただきますと、一番大きな会議室、国際交流会議場がございます。これが約500席ございます最大の会議室になっております。

またページをお聞きいただきますと、この国際会議室は円卓会議もできるようなレイアウトができます。

また、メディアホールという100席ほどのホールを持っております。

それプラス、またお聞きいただきますと、7ページでございますが、会議室を5つ有しております。大小ございます。

最後でございますけれども、このプラザ平成は、今回、市場化テストで民間の方が運営しまして利用促進しようということでございます。この本来の目的自身は、大学村の人たちが国際交流、そして研究発表に使うという目的でできたものでございますが、せっかくの施設でございますので、市場化テストを活用し、広く活用を図ってまいりたいと思っております。

概要は以上でございます。大変長くなって申し訳ございませんでした。

増子課長 それでは、次に実施要項の方に移らせていただきたいと思っております。お手元に「資料A - 」と書いてあります「東京国際交流館プラザ平成会議施設等運営事業民間競争入札実施要項(案)」でございますが、1枚おめくりいただきまして、1ページでございます。1ページの真ん中ぐらいに「『市場化テスト評価委員会』を設置し」とございますが、まず、これについて触れさせていただきます。

委員の皆様のお手元に「資料C」をお配りしていただいていると思っておりますが、ここに記載の先生方にこれまで御審議をいただいていたというところでございます。

7月3日及び8月9日にわたり御審議いただきました。具体的には、机前にお配りしている「資料C」のとおりのお意見をいただいているところでございます。

次に、このプラザ平成会議施設等運営事業でございますけれども、中身について申し上げ

げる前に、委託期間については、4ページにございますが、20年4月～23年3月31日までの3年間となっております。11月を目途に入札公告、20年4月から落札者による運営等業務を行うこととしているものでございます。

2ページからは表になっております。2ページから3ページまで委託の範囲が書いてございますけれども、昨年12月の閣議決定で、プラザ平成につきましては、日本学生支援機構の東京国際交流館プラザ平成について、国際研究交流大学村における産学連携の知的国際交流・情報発信の拠点としての位置付けを踏まえつつ、企画、管理、運營業務について、いわゆる市場化テストの対象とするとされているところでございます。

私どもは、本日この案を作成するにあたりまして、このプラザ平成の位置付けを踏まえつつ、一方で収支改善や稼働率改善等をどのように図り、業務の効率化、効果的に実施していくか、こういった調和をどういうふうに図っていくのかということで腐心してきている点でございます。

対象事業の範囲でございますが、2ページから3ページの表にございますけれども、会議施設貸出業務、これは先ほど御説明ございましたけれども、国際交流会議場、メディアホール、会議室5室、更にホワイエ、これはコーヒープレイクなどをするようなスペースでございますけれども、更にエントランスホールがございまして。更に3ページの2の研修宿泊室の貸出業務、会議室利用者でありますとか外国人留学生等への宿泊場所の提供というものでございます。それから利用料金の徴収、そして会議施設特殊設備等維持管理業務、具体的には音響、映像、照明、同時通訳設備、衛星通信を利用した会議室等でございます。更に3ページの真ん中ぐらいからありますけれども、経理、疾病、緊急時対応等の運營業務、それから、催事の企画、これは自主事業としてとございますが、自主事業として会議施設を利用した催事、イベントであります。その企画を委託するというふうに考えているところでございます。

なお、会議施設の警備とか清掃といった管理につきましては、これは既に併設する留学生・研究者宿舎部分と一体で一般競争入札によって同一民間事業者による業務委託を実施している状況であるということ。これを切り出しまして、別々の業者に委託しますと、かえってコストがかかってしまう要因にもなることも考えまして、今回この事業範囲からは除いているということにつきまして、御理解いただければと存じます。

3ページの下に(注2)というところがございまして。(注2)に「会議施設貸出業務及び研修宿泊施設の利用承認は機構が行う」ということで、今回の案においてはお示しをしておりますところでございますが、この趣旨についてですが、これは民間事業者でなく機構が行うという設計にしている案を今提示しておりますけれども、確かに利用の可否の判断についても丸投げしてしまったらどうかという議論もあろうかと思っておりますけれども、例えば現在、当機構で利用案内において、公の秩序または善良な風俗を害する恐れがある場合とか、あるいは政治的、宗教的な団体及び集团的に、または常習的に暴力的行為を行う恐れがある団体、もしくはその関係者等の利用などについては貸出しできない、そういうふう

な整理としているところをごさいます、プラザ平成は先ほど申し上げましたように多額の税金を投入して建設、運営されている以上、利用に係る、国民の皆様への説明責任をしっかりと果たしていくことが求められているという、そういった利用の可否に関して責任の分担をどういうふうに置いておくかという観点で、一応、今回の案におきましては、民間事業者でなくて機構に置いて整理をしているという案で今回示させていただいているところをごさいます。

次に、事業実施に係る留意事項、4ページの下から5ページにかけて、(イ)(ロ)(ハ)(二)(ホ)(ヘ)(ト)(チ)とある中で、(二)がごさいます。4行目をごさいます。先ほどもちょっと触れましたけれども、民間事業は自主事業を行うことにしているところをごさいます。これは会議施設を活用して自主事業をやっていくわけですが、会議室を活用して任意で催事を行うことができるものをごさいます。

プラザ平成は、先ほどから申し上げていますように、単なる貸し会議室とは性質を異にするという特質がごさいます。そういったプラザ平成の位置付けを踏まえまして、民間事業者の方が自主事業をやる場合には、その位置づけを加味いたしまして、国際交流とか、あるいは教育とか学術・文化に関する催事の企画、実施という中でやっていただこうという設計を今提示しているところをごさいます。

一定の催事にある程度の枠というのは、民間事業者といっても、単なる利用者を超えた、プラザ平成を活用した主催者としての役割を果たすことに、一応そういう整理になりますので、やはり一定の枠が必要ではないかということをごさいます。ただ、この場合、会議施設利用料金は機構にお支払いいただきますけれども、例えば催事に伴って収入を得た場合、これは民間事業者が得るというスキームにしているところをごさいます。

次に、7ページをごさいます。真ん中辺りに「(3)本事業の実施に当たり確保されるべき質」というところをごさいます。これについてちょっと御説明させていただきます。サービスの質の確保につきましては、「イ 会議施設稼働率」、それから「ロ 会議施設貸出及び研修宿泊施設に関わる徴収料金」、この2点を今回のサービスの質の確保にとつての車の両輪とさせていただいているわけをごさいます。

まず、会議施設稼働率をごさいますけれども、ここで言う稼働率であります。先ほどお話ありましたけれども、これまでは当機構では、いずれかの室、区分が稼働した場合に、その稼働日として、それを開館日数で割っているというような算出方法をやっていたんですが、この際、改めまして、午前、午後、夜間の3つの区分にきめ細かく分けまして、各会議施設ごとの稼働率を算出基礎として算出することにしております。

このプラザ平成の稼働をごさいますけれども、当該施設の所有者である当機構が業務の一環として使用する場合は当然あるわけをごさいます。そういう場合と、あと機構外の方が利用される場合、2つの種類があるわけなんですけれども、そのうち機構外の方が使用する稼働率につきましては、18年度実績である国際交流会議場及びメディアホールの平均

8.0%以上、会議室5室平均である年間10.1%以上、つまり、これは平成18年度の実績を目標としましても、これ以上にしてくださいよということを求めているわけでございます。これは議論の過程で、機構の内部的な業務の一環としての活用というものを、それを質として、民間事業者の関係で要求するということになりますと、それはちょっと酷ではないかということで、機構外の方の利用に係る稼働率ということで設定をしているわけでございます。

2番目の「会議施設貸出及び研修宿泊施設に係る徴収料金」という、サービスの質の確保の2つ目のポイントでございますけれども、これは平成18年度実績であります3,160万円以上としているところでございます。

ところで、私どもですが、今回、この「市場化テスト」を契機といたしまして一層の収支改善を図りたいと考えておりまして、来年度、20年度、市場化テスト実施における収入につきましては、本年度19年度は現在進行中ですので別として、是非とも昨年度の18年度実績値以上を目標とさせていただきたいと考えているわけでございます。

ただ、一方、留意すべき点がありまして、19年度、4月からですが、これは中期計画等に基づいてやりましたが、稼働率を上げましょう、さらに収支改善を図っていきましょうという観点等も踏まえまして、利用料金と割引率を今回見直しております。定価が高くて割引率も高いという設定になっておりました。例えば割引率が高いものにつきまして、90%とか75%とかという割引率でした。定価が高くて割引率も高いという設定がかなりあったので、周辺施設の例なども研究をしまして、定価を下げて、そして割引率も下げるという方向で利用料金や割引率の変更を行ったところでございます。この資料の55ページをごらんいただきますと、今回、19年度の4月、18年度末に研究しながら行ったものでありますけれども、この割引率改定に関して、どういうふうに変えたかというものをわかりやすく表したものでございます。例えば大学村の部分ですけれども、従来は割引率まで含みますと、定価から見た負担率は、大学村の方が利用すると20%だったんです。大学村に関しては、改定後については25%の負担ということで、大学村に関しては若干の増という形になったり、あるいはもっと民間の方にいっぱい入ってもらいたいということを考えて、民間一般の方については結構割引にした、利用者の負担率を下げたという取組みをやったということもございます。

榎谷主査 時間がもうなくなってきているので、要領よくお願いしますと言っています。

増子課長 この市場化テスト導入によって収支改善を図るという趣旨からしますと、18年度実績を是非上回りたいということで、こういうふうに、今回3,160万以上ということをやっているということでございます。

さて、次のポイントといたしまして、過去3年間の中で最低収入額である16年度の収入額が2,640万円でございますが、それを下った場合でありますけれども、差額の2%でありますけれども、これについてはペナルティーといたしまして基本額から差し引くということで、この徴収料金について考えているというものでございます。

また5ページに戻っていただきたいのですけれども、5ページの(ホ)で機構の無償利用についてちょっと触れているところでございます。これについてちょっと御説明させていただきたいと思うわけですが、先ほど所有者である機構が業務の一環としてプラザ平成を使用すると申し上げましたけれども、機構の利用でございまして、来年度から一定の枠組みの中では無償としているところでございます。

私どもは、今回の設計におきまして、民間事業者の業務に支障がないように特に考慮して、18年度実績値、これは機構の18年度無償利用の実績値でございますけれども、具体的には国際交流会館の会議場、メディアホールでは平均15.2%、会議室1～5については平均11.7%でございますが、全体として1割～1割5分の程度にすぎないんですけれども、その部分までは無償とします。

ただ、万一、これを超えるような利用があった場合には、民間事業者との関係で、さすがにこれ以降はめったに予約は入らないだろうという期間として、国際交流会議場、メディアホールであれば30日前、ほかの会議室であれば7日前までに予約がない場合に限り、しかも事業者との協議を要するとして、できるだけ民間事業者に迷惑をかけることのないような形で機構の利用を図っていくという配慮をしているところでございます。こういうふうにしても、もともと18年度の機構外利用稼働率の実績を目標とされているため、特に民間事業者に不利益は生じないと考えて設計したわけでございます。

次に、5ページの二の(イ)の委託費について御説明させていただきます。

委託費の支払いでございますが、この下の方に委託費とありますけれども、(イ)に書かれておりますように、本事業に係る人件費、会議施設特殊設備等管理運用業務、人材派遣業務費、物件費及び間接部門費等の総額を業務委託費基本額とした上で、これを四半期ごとに支払うことにしています。

加えて、1年間の会議施設貸出及び研修宿泊室に関わる徴収料金が18年度実績である3,160万円を超えて、かつ18年度の稼働率に達したよという場合に、その徴収料金と3,160万円との差額の一定割合を上乗せして支払うことを考えております。

徳山企画官 時間の制約がありますから、ここで打ち切りということにさせていただきます。

榎谷主査 ある程度、我々も見たりしているのもういい。今後、要領よくやってもらわないと審議の時間がなくなってしまうよ。それでは審議に入ります。御意見がありましたらどうぞ、小林委員。

小林副主査 色々詰めていかなければいけないところがあるのだけれども、最後の方に説明のあった機構の無償利用で回数の問題がある。民間事業者がこの事業をやるとすると、かなり利用度を高めなければいけないということのインセンティブをどのように作るのかということは非常に重要なことだと思う。

そうすると、機構が使ったり、あるいは文科省関係が使ったりということが優先されることになる、どの程度予約を取ることができる部分があるのかといったところで、非情

に大きな制約要因になっていると思う。ですから、そのところのルール・メイキングをキッチンとやらしてもらわないと、受託事業者がどのようにビジネスを展開していけばいいのか分からなくなると思う。

それから、先ほど利用承認は機構が行うという発言があったところであるが、利用承認は機構が行うということをつけ加えてしまうと、結局予約を取って意思決定ができない、すぐにリスポンスができないということになって、一つプロセスが加わってしまうことで、スピードが出ないと民間事業者は思うと思う。

先ほどの説明の中で、利用承認のところの問題になることを聞いたところによれば、それは質の測定のところでクリアできるルールを作れるのではないかと思う。だから、これは特に付け加える必要はない。

もう一つ、質のところ、先ほどプラザ平成の位置付けが非常に重要なものであるなどと主張されたので、それでは、もっとそういう位置付けにどうか目的に合致した催し物とかイベントをどの程度開催しているのかという観点で定量的にカウントすることはできないのかと思う。すなわち、7ページに書いてある質というのは利用度だけを測定しているので、利用度だけを質の測定の基準にするのではなくて、それに、どういうイベントをやったのか、どういう会議をやったのかということでの測定を入れた方が良いというのが一つの提案。

それから、3の(ロ)の利用度の計算のところ。午前、午後、夜間と3区分にして利用度を測定すると書いてあるのだが、これは現実的ではない。つまり、大きな会議場を使う場合は必ず段取りが要るわけで、例えば午前10時から6時までやるとしても、前日から入って準備をしなければならない場合もある。そうすると、前日の夜間というのはどういうカウントになるのか。事前準備で使用する際はお金を払わねばならんと、事前説明の時には聞いているところだ。

お金を取るということになると、その分コストが高くなってしまわないか。だから、この区分の仕方はもう一回キッチンと見直していただく。実際の会議時間と段取り時間のところをどうするのかという意味で、現状はきわめて大きな問題がある状況だと認識している。

もう一点は、2年目から利用料金について提案ができるということ伺ったが、今まで官がやっていたときには利用料金の割引をすることも多かったろうと思う。つまり、官が支援するイベントの場合は割引率が高いですよという設定は、ある意味では合理性があると思う。

というのは、そこには官がそれを支援するのだからということで、官としては、割引した分は補助の意味合いがあると思う。でも、民間事業者が料金設定をするときに、イベントの質によって料金設定をしようということになってくると、補助の部分がないわけだから、その部分のインセンティブというのがなくなってしまう。だから、そのインセンティブの部分を一体実施要項にどう組み込んでいくのかというのは非常に大きな問題になって

くるのではないか。

つまり、位置づけが重要だと今ハッキリと主張された。そういうプラザ平成の当初の目的に合致したような会議なりイベントなりをやっていただきたいという思いがあるのであれば、その部分でのインセンティブを民間事業者はどう付けていくのかということをやキッチリと盛り込まねばならないのではないのか。

榎谷主査 いかがか。

増子課長 利用承認のところについては、先ほど当方としてのこの案をつくる際の考え方については述べさせていただいて、その先に役割分担ということを申し上げておきましたけれども、今の御指摘を踏まえながら、また検討させていただきたいと思います。

榎谷主査 利用承認で承認するときに、今はいろいろな理由があるから、変なものを扱ってはだめということを行っているが、機構は変なところの情報というものを持っているのか。改めて調べ直すのか。どういう観点からイエスと言うのか。最終的には決裁のハンコを押すのよね。

増子課長 どちらにしても、よろしくなさそうだなというところは調べたりすることはあるかもしれない。結局、責任の所在をどちらの方に置いた形で整理するかということです。

榎谷主査 全面的に責任を取りますということだね。

増子課長 その責任をどちらに置くかという整理のもとで、今回の案ではそのようにしている。

榎谷主査 機構が責任を取るとということだね。

増子課長 今の案ではそういうふうになっているということです。

それから、無償利用について、民間事業者を制限しているのではないかとということについてですけれども、民間利用者に課している目標については、これは先ほど申し上げたことですけれども、18年度の目標ということで出しているわけですから、別に100%求めているわけではなくて、18年度というのは、一定の機構の無償利用があったということを前提にしたうえで、外部の利用によって生じた収入であったりということでございますので、ある意味ではそこは織り込まれた形でのものということでもあります。

無償利用について、位置付けの観点とか、プラザ平成が設置された経緯等を考えると、やはり機構が業務の一環として一定に使うということは必要だと思いますので、我々は、そういった御議論も十分あることを踏まえながら、民間事業者に対して不当に制限することにならないように、先ほど申し上げましたように、18年度を超える場合にはかなり制限をしているわけです。民間事業者に迷惑が及ばないように、民間事業者に及ぶということであれば難しいですよというふうな整理もしていますし、そういうことで線引きをさせていただいている。

渡邊委員 今の関係で明確にしたいことは、「迷惑をかけないようにしています」というような定性的な言葉ではなく、むしろ民間事業者が受注したときにどういう影響を与

えるのかというのを目に見える形で数字として出すことが重要ということだ。

特に、子どもが理解している限りでは、料金体系が今変わったという中で、18年度のを、さっき10%という数字を言ったようだけれども、そもそもそれはどういう根拠で計算されたのか。目に見える形で説明してもらわないと、「迷惑はかけません」というだけでは、私たちはそれ以上具体的な判断ができないではないかと言っている。

小林副主査 回数というよりも、つまり何日のどの時間帯が利用できるというか、こちらに任されているのだということがわからないと予約は取れないではないか。例えば、今の時点で20年度の予定として、この辺の予定はこんな感じに入りますというのが、ちゃんとタイムテーブルができていて、そのスケジュールをいつ民間事業者に渡せるのかということ是非常に重要なのだよ。

渡邊委員 今の関係で言うと、さっきの説明を私が理解したのは、承認というのは全然違う話だと思うので、承認というものが入れば、今私が申し上げる理解というのは成立しないと思うのだけれども、予約が早い方、民間事業者が予約を取れば、そちらを当然優先する。それをオーバーライドして機構が使うということはしない。ただ、たまたま機構が先に予約を取っていたという場合に、無償にするか有償にするかという問題が出てくるといふ仕組みではないのか。

増子課長 まず基本として、18年度までの実績の範囲で機構が無償で利用できるということは、例えば民間事業者がお客様を取ってきて、機構が実績の範囲内で使えるからといって、それ以前に取った分を押しのけることができる、それはありません。もしそういうルールかと思われたのであれば、それは違います。民間事業者が先に取ってきたものについて、私らが幾ら無償だといっても押しのけることはできません。それはルールの下でやっていきます。

渡邊委員 もう一つ、それに加えての質問は、予約受付期間の開始という点からすると、機構だけが先に予約開始を受け付けるのはおかしい。機構がいつでも予約できて、民間事業者は予約を受ける時には例えば直前半年でないといけないとか、そういう制約は一切ないようにしていただく。同じ土俵に立って、同じスタートラインに立って予約が取れるようにする。あと、承認するかしないかというのは、小林先生の御指摘があったとおり、同じコンサーンを持っているが、そういう理解でよろしいか。

例えば学会などでもシーズンがあって、重要な期間というのがあると思うが、そういう期間は先に機構がサッサと押さえてしまって、民間事業者はどちらかという余った枠で何とかしろよということになると、それも全然スタート地点が違うことになってしまう。

増子課長 その辺のルールの明確化という話はあるかと思います。

樫谷主査 そのあたりはキチンとしてもらわねばならん。

栞原部長 先ほど小林先生がおっしゃった、事前に年間のスケジュールを押さえておかないといけないのではないかと、そのとおりだと思いますので、機構だけばんと年度途中に来て、空いていればそういう場合だってやはりあるのですけれども、できる限り始めの

方に年間スケジュールを抑えるようなこと、その御精神はおっしゃるとおりだと思いますので、検討させていただきたいと思います。

あと、先生、もう一つですけれども、国際交流のイベントの数云々と、私も実は思っていたのです。同じように思って、何か数値化できないかなと思ったのですけれども、一つ思ったのは、それを上げてしまうと民間事業者はひどくハードルを上げてしまう。例えば国際事業を半分以上絶対持ってこいよというのは、私が事業者だったらえっと思って、なかなか手を挙げにくくなる。やはり、それが一番でして、お気持ちは本当によくわかるのですけれども、その数値化というのは、その数値が50がいいのか30がいいのかもよくわかりませんものですから、その辺は国際云々ということは、企画段階の加点とか、入札の時点で見させていただくことに今回はさせていただきたいと思います。先生のおっしゃることはよくわかるのですが、今のところ難しいかなと思っております。

小林副主査 あと、もう一つ気になったのは、これは契約期間があるではないか。多分、大きな会議であればあるほど、半年前、1年前とかいうところから企画すると思う。業務を開始するのが4月1日からだとすると、稼働率をその日から取れるわけではないので、その分はどうするのか。だから、オペレーションは4月1日から始まるけれども、実際に業者のパフォーマンスが出るのは何か月後だったということも十分に考えられる。初年度はどうするのか。

衆原部長 初年度ですね。

逢見委員 一般にこういう貸出しというのは未来の時間帯をある時期から受付けてスタートする。借りたい人は1年も前から予約して借りたいという人もあるわけ。そうすると、民間事業者の予約というのはどこから受付可能なのか、稼働率を考えると、4月1日から可能ですよといった時に、4月1日オープンで、さあ予約受付だということにはまさかならないはずだ。そこをどう考えるかというのはキチンと示しておかないと、民間事業者は、我々は一体いつから受け付けて良いのか分からないということとなる。

榎谷主査 大体大きな会議室ほど前の方から予約することとなる。だから、少なくとも半年間ぐらいは機構の実績がそのまま出てしまうことになる。

衆原部長 おっしゃるとおりです。年度の場合、そうになってしまうのですね。

増子課長 おっしゃっていることは非常によく理解しております、それはどこかで線を引くのか。例えば3年経って、ほかの業者がある場合に、当該業者A業者の取ってきたものが、もし仮にB業者が受け継ぐとすればB業者に受け継がれる。その辺をもってアバウトに相殺といってしまうのか、それともやはり一定のところまで線を引いて措置するということになります。

ただ、会議室によって、かなり前から予約する場合と、直前からというのがありますから、それは会議室の個別の性質によってきますので、どこかでやはり、フィクションの世界で線を引かざるを得ないということは考えております。御趣旨はよく理解します。

逢見委員 民間事業者が参入すると考えた時に、達成すべき水準は稼働率と金額である。

しかし、利用料金は既に決められている。これが一体どういう根拠で決まっているのか。普通、民間では、一応固定費があって、その固定費を回収する損益分岐点を出して、大体この地域における稼働率を想定して料金が出てくるのだけれども、最初に料金ありきなわけだ。それで目標が出てきた時に、それをどれだけのコストで落札したらいいかというのはちゃんと計算できるのだろうかと思う。

結局何を言いたいのかということ、貸出料金についても創意工夫の余地があってしかるべきではないか。そこが固定されていると、なかなか創意工夫ができない。それで稼働率、トータルの貸出料金というところだけが目標に出てくる。そこがどうしても民間が参入する時に躊躇する部分ではないかなと思う。そこは如何か。そもそもどういう根拠で料金が決まっているのかというのがサッパリ分からない。

増子課長 まず前提といたしまして、料金と割引に関しましては、そういった御趣旨のこともあるだろうと思います。2年目からは協議の上、もしこちらの方がいいですよという提案があって、ああ、そうだなということであれば変えられるという形で考えております。ただ、1年目から、最初からとしますと、企画書の段階では結構良いことが書いてあっても、実際落札してみたらまずかったということになる可能性もあるかもしれない。リスクがあるかなと思ひまして、まずはこれでやってみて、2年目以降は勿論協議の上で変えることは可能だというふうにしております。

小林副主査 それとの関係で言うと、徴収料金をパフォーマンスの測定の基準としてしまうと、先ほど言った位置付けとの関係で、こういった学会だったら何とかといった時の、結局その分補助する、リダクションするところの部分というのは、民間事業者にはインセンティブが働かないと思う。国だったら補助だと考えればいい。だから、その部分のインセンティブをどこかで付けなければいけない。私が言っていることは間違っているか。

栗原部長 目的に沿った事業がどんどん来れば、それに応じたペイをすべきだということですね。

小林副主査 目的に沿った会議を業者が取りやすく、あるいはそういう創意工夫で料金設定ができて、そういうものを取ってくればインセンティブを与えるという仕組みにしていかないと質が確保できなくなってしまうのではないかという逆の恐れが出てくる可能性があると思う。だから、逆に言うとインセンティブを付けるべきではないかと思う。業者の方は、そういうイベントが多くなればなるほど徴収料金が低くなるとすれば、それは取りたくなくなってしまう。

栗原部長 入り口の段階で、現時点でそういうような提案をしてきたところは合格しやすいようなスキームにはしているのです。

増子課長 32 ページに評価表がございますけれども、評価表の中で、プラザ平成の位置付けを踏まえたものになっているとか、国際交流での具体的な利用促進の方策が示されているかということについて、加点事由として上げているということで、ここの時点での評価は随分考えているということではございます。

小林副主査 工夫の余地があるだろう。

渡邊委員 精神論だけ打ち上げて具体的な仕組みを用意しないというような態度では、実際には機能しないよ。しかもこれ、評価で入る時に精神論を打ち上げて、実際に評価して要求水準のところ、いや精神論ではないんですわなどと言うことになれば、3年間にわたって事業として実施していく上では、実際のところ難しいね。

衆原部長 詳しくは持ち帰らせていただきたいと思います。

渡邊委員 やはり要求水準のところ、稼働率と収入という2つだけを物差しにすることは本当に大丈夫だろうか、本当にワークするのだろうかということを見て思った。確かに稼働率を上げるというのはすごく重要なことだし、収入も契約したとおりの料金を徴収する、それ以内でやるという意味では重要なファクターであることは間違いない。

ただ、他方、稼働率といっても、国際交流会議場とメディアホール、会議室の稼働率は性格的に大分違うと思う。「資料A - 」は、これは一体何ですか。確かにシンポジウムとか展示会、セミナー、ワークショップといったものはおそらく設計当初より予定されていたものなのだろうが、撮影及び撮影控室ですか、これは割引が0%というところを見ても、恐らく念頭に置かれたものとは違うのだろう。

この撮影も、プラザ平成の建物の撮影をするためなのかよくわけがわからないけれども、単に物を置く場所として使っているのではないか。人が待つ待合室として使うのであれば、それはある意味貸会議室と同じで、運用のオペレーションも国際会議をやるような場合と全然違って来る。そういう意味では、全部まとめて議論するのではなくて、国際交流会議場をどのように使うのか、メディアホールをどのように使うのか、会議室はどのように使うのかという3つに、それぞれの特性みたいなものに着目して、国際交流会議場とかメディアホールについてはそれなりの、例えば国際会議場であれば同時通訳のブースとかが全部うまく回っていくかというようなことまで含めたオペレーションが不可欠だと思わないか。

別に自分で国際通訳をしると、そういうことを言っているわけではなくて、そういう全部のものが一体になってちゃんと流れるようにすること自体が多分重要なファクターで、単に会議室を何かの控室とか待合室として使うものとはきわめて性質が異なるだろうと思う。そういう時に稼働率だけで見ていくと、国際会議をキチンと運営できるのかという観点が抜け落ちてしまわないかという点が疑問だ。こういう理由でそういう記述を入れませんでしたということを主張できるのであれば、ここでキッチリと説明いただきたいと思う。

樫谷主査 今の指摘について、いかがか。

増子課長 稼働率、収入以外に何かそういう観点からあるかどうかというのは、また研究させていただきたいと思います。

渡邊委員 早速研究の上、しっかりと報告・反映していただく。

佐藤専門委員 要求水準、稼働率と徴収料金で、こちら側から問題点をいろいろ指摘しているの、戻って業務委託費基本額の減額について、時間がないので結論だけ申し上げ

ると、初年度については減額を行わない、初年度の様子を見て2年目、3年目にどのようなルールで減額するかという部分を設定するというようにしないと、これでは全く競争環境が整わないことを非常に心配している。

渡邊委員 もう一点だけ。落札評価の主な加点項目のところで、公共施設を利用料金制により運営した実績を1以上有しているか、類似業務に従事した実績のある者が配置されているか、この2点が挙げられているが、2番目については、類似業務といった時に、さっきのメディアセンターとか国際会議場と貸会議室では大分性格が違うので、そこはどのように考えているのか。先程の問題と一緒にキチンと回答願う。

もう一つ、上の公共施設を利用料金制により運営した実績を1以上有しているかというのが、この3種類の国際交流会議場、メディアホール、貸会議室という観点から見ると、この3つをうまくオペレーションできればそれで十分ではなくて、公共施設の運営実績があること、利用料金制の下でやることの経験をあえて問う理由がさっぱり分からなかったのだが、如何か。

増子課長 後の方の疑問ですけれども、これはインセンティブの仕掛けをつくっておりますので、インセンティブの仕掛けをつくっていることにうまく乗って対応していただける面がどれくらいあるのかという部分について聞こうという趣旨で聞いておりますけれども、あくまでもこれは加点でありますから、これがなければだめですという必須項目に置いているわけではないので、インセンティブに乗っかってどんどん収入を上げていただけるような人であれば歓迎しますよという表れであります。

渡邊委員 そんなことを聞いているのではない。率直に言うと、この文言が参入障壁になっているという観点で言っているのだよ。イベントをやる会社というのは、広告会社でもコンサル会社でも大会議を運営できる場所はそれなりにあるだろうが、それが公共施設、利用料金制により運営した経験のあるところ出なければ駄目だという二つの条件が入ることによって、急に民間事業者の範囲が狭まってしまうという意味での、質問をしているのだよ。

今すぐ答えられないのなら、後でキッチリと回答いただく。

榎谷主査 このシミュレーションしていただいた利用実績の数値がある。文科省は結構使っていて、17年度は比較的多く、18年度は少し減っている。まあ、文科省はこんな大きいハコモノをジャンと建ててほとんど使っていないということで、後ろめたさがあるのだろう。文科省自身で結構使っているようだが。

今後は料金が高くなるわけだね。現状では、文科省がかなりいいところ・高いところを使っている。これは料金が上がっても文科省として使うんだ、機構がある程度使うと言っているのと同じような意味で使おうとしているのか。文科省が、「いや、料金が高いから全部抜けてしまうよ、さよなら」ということにでもなれば、大変なことになるわけだ。

栗原部長 そういうことにならないようにしたいと思います。特に今回、市場化テストをこのプラザ平成で実施するという事態は、実は文科省として市場化テストの第1番目で

して、何としてもそれを成功させるために是非とも使ってくださいというPRは積極的にしてまいりたいと、先生から話がございますように思っております。

榎谷主査 ただ文科省としても、例えばこれまで50万でできたものが150万になってしまった場合はどうするか。文科省の予算は色々と無駄なものが多いと思っているが、全てが無駄なものではないだろう。文科省はどう理解しているか。なかなか言えないかもわからないが、この際ハッキリと言っていたいく。

塩田課長補佐 これはそれぞれの課がそれぞれ使われているので、私どものところで一元的にお答えできることではないのです。

榎谷主査 まあ、安くていいところを選ぼうという話になるわけだね。文科省が使っているこの辺のマーケットと比べて、この値段はどういうレベルか。無理やり使おうという話なのか、いや、値段的に合理的だから使うという話なのか、どちらなのかハッキリと答えていただく。

栗原部長 一般的に私どもの料金は、作った際にモデルとしたものがありまして、実は有楽町にある東京国際フォーラムと料金を揃えているのです。ああいう料金にしたいんですよ。非常に高いのです。だからこそ今回定価を半額にしたわけなのです。ですから、今までは割引率はあったのですけれども、それでもかなり定価が高かった。私は直感的には使いやすくなっていると思いますし、周辺と比較してそんなに高いという感じではないと思います。

榎谷主査 そうですか。比較的割安になったと機構は言うが、そういう意味では使う方のインセンティブは文科省としてもあるということなのか。

栗原部長 特に小林先生はお出でいただいてわかっていると思いますが、必ずしも交通の便がよいところではないものですから、プラザ平成が有楽町と同じなどというのは、到底あり得ないわけですので、それは今回踏まえたつもりでございます。

榎谷主査 現状が、よく分かりました。

逢見委員 承認のところ、3ページの(注2)が引っかかるのだけれども、例えば利用者が借りたいと言ったときに、民間事業者は、とりあえず空いていますけれども、承認ができるまでは保留です。機構に承認をいただくまでお待ちくださいねということになるのか。それではあまり意味がない。

増子課長 お待ちくださいということではありません。これは最終的な責任の所在をどこに置くかということです。基本的には民間事業者が主体的に決めていただくことになるかと思えます。それまで宙ぶらりんの状態でお客様に対して対応するということはあり得ないと思います。

栗原部長 本当にどうするかということは、多分そんなに時間かけてではなくて、正直、実際は民間事業者が決めるということですが、今言った責任の問題で、機構の最終責任を担保する意味でこういうように制度設計したというものです。ですから、今、先生がおっしゃるように、これが手間取って待たせるということは、するつもりは一切ござい

ません。

佐藤専門委員 なぜ、開庁日以外に回答するとはっきり書けないのかと聞いている。開庁日というのかどうか分からないがね。1日あれば回答しますとか、2日あれば回答しますとか言えば、民間事業者も予約を取って良いかどうか言えるのに。そもそも機構に利用承認を取る必要など有るのか。

小林副主査 これは先ほど私が提案した形ではできないのか。つまり、機構が心配しているような変なところへの貸出しという事態になった時のペナルティーを付けるということで対応することはできないのか。民間のビジネス・プロセスとしては、こんな訳の分からないものは余計だ。

栗原部長 事前チェックか事後チェックかということになるかと思しますので、事後チェックでもあり得るといえるのは理解できますので、検討させていただきたいと思えます。

榎谷主査 抽象的な表現が非常に多い。「協議したい」だとかね。そもそも協議するのは当然だろう。この辺は特に明確にしないと、業者としては極めて困ることになるのでキッチリとご検討いただく。

引き続き、広島国際交流会館についての説明をお願いします。

栗原部長 では、簡単にパンフレットの説明、広島国際交流会館がどういうものだということを見ていただきたいと思います。まず、何事もお覧いただかないといけません。やはりイメージをつくっていただくのが大事でございますのでね。

このパンフレットをお開きいただきますと、当広島国際交流会館、広島でございますけれども、広島市の横川という駅、広島から一駅でございます。築が左側でございますように平成13年度でございます、鉄筋の7階建てになっております。これは当時の内外学生センターというところが持っていたものを平成16年に当方に移ってきております。

右側でございます2つのタイプの部屋があります。単身用と夫婦用です。単身用が20と16で36室ございまして、すべて14平米。間取りとしましては、そこにございましてワンルーム的なものでございます。バス、トイレ付となっております。また、下の夫婦用、これは数が少ないんですけども、5室、28平米でございます。単身用との一番の違いは、調理道具があるというのが夫婦用の特徴で、したがって単身はキッチンがございません。写真を見ていただくと、単身用がベッド、机、ユニットバスがおわかりいただけると思います。この料金でございますが、左側に行っていただきますと、単身用が2万9,800円、夫婦用が3万9,900円となっております。また、右下にございますが、居室だけではなく、共有スペースとしまして、食事室、食堂は自分で食事を作るところでございますので、食事室、調理室、洗濯室、トランクルームとなっております。

左の下を見ていただきますと、幾つかの写真が上がってきております。この国際交流会館と単なる宿舎との違いは、この国際交流会館内で留学生同士が交流する、また、国際交流会館を核として地域の方々の交流を深めるというのが単なるアパートとの違いと私どもは位置付けて、その交流というものが、私ども独法が経営をしている最大の意味合いなわけでご

ざいます。それを写真でお示したものでございます。

概要は以上でございます。

増子課長 それでは、実施要項（案）について御説明させていただきますが、こちらに内閣府様がつくられた一枚紙がございますので、これを踏まえて説明させていただきたいと思っております。

スケジュールは一番上に書かれているとおりでございます。

委託期間は、ここにありますように、20年4月1日～23年3月31日までの3年間でございます。

業務範囲でありますけれども、厚生補導業務、会計業務、施設等管理、その他、渉外とか窓口業務がございます。従来、財団法人日本国際教育支援協会に委託したもののプラスほかの民間事業者に委託していた清掃、警備業務を加えて委託をするというものでございます。詳細は99ページから103ページまでで現状と今後の比較を添付しておりますので、ごらんになっていただければと思っております。

ただいま御紹介いたしましたように、会館の管理運営業務は留学生と直接接するという留学生会館ならではの特質を有する一方で、受け入れとか退去事務、清掃、警備など、どちらかという若干定型性があるような業務が多いという性質がございます。まずは立てられた業務細目をしっかりと行っていただくことが大切と考えておまして、その上に立って民間事業者の創意工夫を引き出すという観点から、落札者決定の評価基準で業務の効果的・効率的な執行の遂行のためにこうした提案は重ねて評価するという工夫をしているということでございます。

別紙4、7～12に黄色で書かれた部分がありますが、詳細な仕様による業務実施とございます。具体的にこういうふうをお願いしたいというのを今回の中に添付をしているわけですが、これは事業開始後、協議の上で変更することもできる仕組みとしておまして、民間事業者を、今申し上げたような創意工夫を様々な方法で可能な限り引き出そうと考えているところでございます。

それから、下のサービスの質でございます。これは実施要項9ページでございますけれども「(3)管理・運営業務の実施に当たり確保されるべき質」でございます。このサービスの質につきましては、満足度調査としてのアンケートを、管理・運営に関わる項目をきめ細かく設定をいたしまして、年1回、12月に実施して「満足」「やや満足」、これは4つのうちの上位2つでございますけれども、これを80%を目標としているという設計にしているわけでございます。

具体的には、89ページをごらんいただきたいんですが、別紙13とございますが、アンダーラインを付した部分が項目でございます。入居時の説明、使用料、生活上の注意事項等はいかがですかとか、あるいは会館スタッフの日常の対応はいかがか、警備員の対応はいかがか、使用料、光熱水料等の請求・督促は適切に行われていますか、そういったアンダーラインの引かれているような項目を設けておまして、このそれぞれを80%を超え

ることを目標としているわけでございます。

これまでの委託の中では、会館での生活全般についてという項目で「満足」「やや満足」「やや不満足」「不満足」という4種ありまして、この前2者で9割以上の実績がありました。7割を目標として、今9割以上の実績があるわけですけれども、先ほど述べましたように、今回はこの市場化テストを契機にいたしまして、相当程度きめ細かく、相対的な意味ですが、項目立てをしてアンケート項目に入れようというものでございます。

類似の先行事例で、ここにもありますように、8割を基準とするものが少なくないということもあって、そういうことから8割とやっております、項目をきめ細かくしたためになかなか単純な比較はできないんですけれども、今実績が9割以上ありますけれども、9割としてしまいますと、今、広島国際交流会館は41室と比較的小規模でございますので、母数が比較的少ないということがあって、少数で1人の意見のウェイトが比較的重いということを総合的に勘案しまして、9割という目標ではなくて8割としているところでございます。

またアンケートの回数についてですけれども、一応、年1回、12月実施ということでありまして、複数回、2回3回とやれば、もっときめ細かく把握できるのではないかという御意見も当然あるかもしれませんが、現在12月に行っているのは、この時期は春期入居者及び秋期入居者ともに会館の生活になじんだ時期ということで、いわゆるベストシーズンであるということと、あるいはアンケートを何度も何度もやりますと、さすがに外国人の入居者の方たちが負担に感じる方もいるということもありまして、現実的な観点を考えまして、案では12月の年1回という形で出しているところでございます。

1枚紙の概要ペーパーで、入札参加資格は実施要項の10ページに当たるところであります。10ページの中ほどをお開きいただきたいと思っております。中ほどの入札参加資格につきましては、(4)において、「過去5年間のうちに同規模以上の留学生会館の管理・運営業務の実績を有している者であること」を求めるとしております。この留学生会館につきましては、これはいろいろ線引きあるかと思っておりますが、一応私どもの方で「3分の2以上の居室数を外国人留学生に生活及び住居の場として提供している宿舎」としているところでございます。

この点につきましては、そもそも広島国際交流会館は今9割以上は外国人留学生でございます。これを3分の2でいいと言っているわけでありまして、それに比べれば緩和ということも言えるんですが、ただ、3分の1というのはちょっと厳しいのではないかという話もあるかもしれません。今の段階で、我々のルートで限られた範囲でありますけれども、こういった3分の2以上の居室数を外国人留学生の生活及び住居の場として提供している者というのは、現在委託している財団法人日本国際教育支援協会のほかに、私どもの限られた伝手でさえ、まあ少なくとも6社くらいあるのではないかとということで当方では把握しております。

また、国際交流会館の管理・運営業務に携わる者ですが、単なるアパート、あるいは専

ら日本人学生を相手としているだけの学生宿舎とは性質を異にするということがございますので、やはり外国人留学生と直接接して、その支援などをキッチリと行うという特質があることから、この要件はやはり必要なのかなと考えて、今回の素案ではこれを要件としているということでありまして、そうであっても、当方の調査の結果と併せ見る限りは、民間事業者が積極的に参加し得る要件の枠内にはあるのではないかなと考えているところでございます。

実施要項 12 ページであります。一枚紙では「落札者評価」と書かれているものでございます。これは除算方式で、必須 60 点、加算点 130 点、計 190 点としているところでございます。主な必須項目、主な加点項目は、これは内閣府さんが作成されたものでございますが、詳しくは 91 ページに落札者を決定するための評価の基準がございまして、ごらんいただければと思います。

委託費でございますけれども、これは実施要項の 9 ページに書いてございます。また、この概要ペーパーにございますけれども、総委託費を等分して四半期ごとに支払うというふうに行っているところでございます。

ディスインセンティブという観点でどうかということでございますけれども、サービスの質が未達であれば、業務改善策を作成してもらって、場合によっては契約解除することもある。契約解除等の中で決めていく。ただ、これは管理・運営でありまして、結局、入居者を選抜して決めることについては機構がやっておりますので、例えば入居率がこれによって下がったということで、入居率が下がったからどれだけ減額しましょうとなりますと、機構のやっていることを民間事業者に責任を転嫁するという批判を招くこともありますので、そういうことはしていないということでありまして、もうどうしようもないということであれば、やはりこれは契約解除につながるということでのディスインセンティブということになります。

それから、この一枚紙の骨子に書かれておりますように、報告事項は記載されたとおりで、実施要項で言いますと 16 ページになります。

それから、実績評価のための調査の項目についても、1 枚紙のペーパーに書かれたとおりでありまして、それは 21 ページでございます。

以上でございます。

樫谷主査 御質問、御意見いかがでしょうか。

渡邊委員 1 点は、入札参加資格とか評価のところ、留学生会館の実績というものをすごく決定的なものに考えているように思われる。

先ほど、単に日本人の学生がいる学生宿舎とは違う、言葉ができなければ駄目だ、コミュニケーションができなければ駄目だとか言っているが、本当にそうなのか。私自身も短い期間だけでも留学に出たことがあって、ドミトリーにて生活したこともある。率直に申し上げて、きちんとしたコミュニケーションが取れて、ホテルと同様のサービスが受けられればもう十分。それ以上の、留学生だから何か行うというファクターがどこにあるの

がよくわからない。例えば、留学生であるからコンサルティングが必要だと言われて、こういうファクターを入れていいのか、一体どうして留学生会館の管理・運営業務という実績をすごく強調されるのか、その具体的な理由を教えてください。

時間もないので、先にその背景を申し上げておくと、これが大きな参入障壁になって誰も出せない、誰もというのは、適切な事業者が出せなくなるという事態を懸念している。

もっと申し上げると、先ほど候補として6社あるという話だったけれども、広島この規模のサイズの受注をするという候補者がどのくらいいるかという観点から見ると、全国に何社あるとあまり関係ないのではないかと。むしろ具体的にここで入札できる人たちがどのくらいいるのかという観点で、本当に6社も7社もいるのか。もしないとしたら、このハードルを高く上げ過ぎると、最初から決め打ちになってしまわないかという懸念がある。参入障壁を作っては駄目だと言っている。

2点目がアンケートについての質問。こういうドミトリーのようなものについては、今回は定着率がいいのかもしれないけれども、定着率が悪いとされる理由の一つは、不満を持ったなら退去するというのが大きいと思う。今年の1回というアンケートのこのタイミングだと、不満を持って退去した人の声が全く反映されなくなる可能性がある。サービスが不満でやめた人の声がいつここで反映されるのかという疑問がある。

それから、本当に年1回でいいのかという観点からすると、ありがちなものは、評価というのは直前の期間頑張って、あるいは直前の期間に何か悪いことがあると過剰に書かれる傾向にあるというのが、私は今まで一般的な傾向として理解してきているところだ。今は大学でも何でも、教授の授業の評価とか、バシバシやられている時点で、そんなに負担なのかという観点からすると、適時適切に評価という機会を設けることの方が重要なのではないかなと思って、なぜ年1回なのか、そのリーズニングのところ疑問を持った。

榎谷主査 どうか。いかがか。

増子課長 最初のお話でございますけれども、この要件を厳しいと見るかどうかで、私は参入障壁にするつもりは全然ないので、参入障壁となって働くようなものがない方が当然いいだろうと思っています。

ただ、これは官が設置をします国際交流宿舎である。国際交流会館というのは、いろいろな役割の中で、大学にとっても、宿舎などにとっても先導的、モデル的な役割を果たしていくという位置づけでやっていくものでありまして、こうしたなかで一定のものを担保していく必要がある中で、この要件を課しても差し支えないものではないか。つまり、参入障壁に特段大きくならないのであれば、当てはまる人が今の協会しかおりませんという話であればそれは別だと思うのですが、今までの調査ではこれだけいる。これが少ないというか、多いと見るか、まあまあこんなものではないかと見るか、その評価の問題にはなるかもしれませんが、現時点で私どもがこれを入れているというのは、これだけあれば、その中での競争をしていただければ十分公平かつ妥当な競争ができるのではないかなと考えて今の素案を出しているという状況であります。ただ、おっしゃっている趣旨は

非常によくわかります。

渡邊委員 では具体的な三つの候補がどこにあって、それは本当に広島はこのサイズの事業でも参入するだけの動機を持つような事業者なのかどうかというのが私どもの疑問なのだ。こういう理由で「この6社は具体的に候補なので大丈夫です」という説明はできるのか。説明していただくのではないか。

増子課長 今、実施要項を全部示しまして絶対手を挙げてくれますかと聞いている状況ではないので、そこまでがちょっとしたことではないんですけれども、形式的に資格要件を見た時に、これではじかれることはないということでもあります。もしそれをもっと踏み込んでということであると、具体的に示して、これで手を挙げられるかどうかという話を踏まえてということにならざるを得ないと思います。

榎谷主査 マーケティングをしっかりとしておくように。

増子課長 引き続き検討します。

小林副主査 今の話は、入札参加資格の中にも入っているし、加点項目の中にもやはり同じ要素が入っているので、その意味で参入する民間事業者が非常に制約されるというか、意思決定する時にもそれがかかってくるということが問題ではないかなと思う。

それから、先ほど渡邊委員もおっしゃっていた、サービスの質の測定がアンケートによるというのはいいのかどうかということ。業務の内容とか、今まで委託費とされていたところとかを見ると、どこが重要なのがよくわからない。

つまり、委託費の内容のところを見ると、96ページのところで、18年度には日常清掃業務と警備業務を別途委託したので別立てになっているけれども、委託費の2,162万というところを見ると、上の方の生活支援等経費までというのが人件費2名使って、多分そのところが支出を高める部分なのかなと想像するけれども、その雑役務費というのはやはりルーチンな仕事という形だと思う。

だから、こちらのまとめた表で言うと、詳細な業務実施の内容とサービスの質の部分の測定がどうもリンクしていないような印象を受けていて、ルーチン業務をきちんとやって、ちゃんと清掃したり、ちゃんと処理したりするのが重要なのか、それとももっと違う質の部分の確保が必要なのかということが民間事業者にはよくわからないかもしれない。

だから、その意味で、サービスの質の測定の部分と実際にやる業務の内容がどのぐらいリンクしているのかということをもう少し詰める必要がある。

その意味で、ディスインセンティブをどういうふうに設定していくのかということを考える必要があるのかなということと、もう一つ、例えば93ページに「業務の繁閑の状況とその対応」というのがあるけれども「2月 - 4月、9月に入居・退去に伴う事務が集中する」と書いてあるのだが、これだと、例えば4月に何人いて、5月に何人いてというか、居住している人が何人いるかというか、何人のケアをしなければいけないのかとか、どういう業務が何月に集中するのかということが分からない。

勿論、これだと退去だから、退去した部屋の掃除をしなければいけないのだと思うが、

その程度しか分からない。業務のその時期における入居者数というのは、入った人のことか。4月に8人入りしましたという意味か。だから、そこまでに、何人今のところいるのかという情報はここには載っていないね。それも入れないと、どんな業務が増えるのかわからない。

増子課長 情報開示に盛り込む内容につきましては、御指摘のように、民間事業者にとってキチッと明確になるようなものは積極的に出していこうと思っておりますので、今の御指摘を含めてまた相談させてください。

榎谷主査 よろしいですか。

小林副主査 はい。

榎谷主査 ほかに何か。佐藤先生。

佐藤専門委員 実施要項(案)の2ページ「八 管理・運營業務の実施内容」のところのなお書きの意味を教えてください。この別紙4、7-12までの業務内容について「契約締結後に協議して変更することができる」と書いてあるけれども、これは何を意図したもののか。

増子課長 これは結局ここに至るまでの過程で、ここに書かれている業務内容、特に別紙の中身について、ごらんいただくとわかりますように、かなり細かく具体的に書き過ぎているのではないかという部分がございます。仮に例えばいつ、何曜日にしなければいけないとかというふうな中身とか、そういうことまで書いた場合に、業者からすれば、そうでなくてもいいでしょうということもあるかもしれない。あと、回数についても、場合によっては別のやり方で、もっと効率的にできるではないですかという提案もあるかもしれない。

そういったことで、質、内容を落とさないということであれば、これについて業者と協議の上、それを柔軟に変えるということは、業務開始後にその状況を見ながらできるようにしましょう、それによって民間事業者の創意工夫を引き出すことができますという趣旨で書かせていただきました。

佐藤専門委員 例えば、こういうのを想定する。「窓ガラスをきれいな状態にしておくように」という発注の仕方がある。それとは別に「窓ガラスを朝晩2回拭いてくれ。汚れていても汚れていなくても2回拭くように」、そういう発注の仕方がある。

別紙を見ていると、後者の仕様発注だね。本当に事細かに箸の上げ下げまで言っているような状態だ。その状態で入札価格を見積もって入札をして、協議の際で、「いや、きれいになっているのだったら拭かなくていいよ」というように、要求水準を非常に曖昧な状態にしてしまうのだったら、今度は逆に発注側の責任は、窓ガラスがきれいな状態なのかどうかというのをモニタリングしなければいけないということになる。

そのモニタリングの部分のつくり込みができないのなら、こういうふうに仕様発注で朝晩2回拭け、業務報告書が出てきたら、拭いてあるとチェックしてあればそれでOKというお金の払い方だと思う。

つまり、この契約変更というのは、後出しじゃんけんされることは考えていないというのは今の説明でわかった。つまり、金のかかる仕事を追加で業者にやらせる意図はないというのはわかったのだが、逆に、やれと言った仕事をやらなくていいと言えば、受託者はそれだけお金が浮くわけで、そうすると、何だ、そういうことだったら入札の時に違う価格を入れていたよという話に絶対になってしまう。

だから、契約変更というのは、4から12まで上がっている業務は23ページに別紙一覧ありますけれども、要するに通常の契約変更というのは、例えば病院で薬剤を調達してくれという業務を言ったときに、この薬価が下がっている時に、価格もわからないし、使う数量もわからないという状況の中で長期の委託発注をする時に、変動要素が多いから契約変更の余地を入れておきましょうとって通常は契約変更の余地を入れるのです。そうであれば、落選した人も納得できる。自分も同じ土俵で戦ったから。

ところが、今回のものだと、後で受託した人がやれと言われた仕事をやらなくてよくて金が浮いて、それを君のものでいいよと言うのだったら、ものすごくこのところの説明責任は重くなると思う。

仕様発注されることについて、こういった形で後から反省しようというのだったら、今のうちから性能発注でやっておいたら良い。ただ、それをやるには機構側でモニタリングをキッチリやらなければいけない。今度、機構側のコストの問題も関わってくる。契約変更というのはそういう問題を含んでいることだけは認識いただいた方がいいかなと思ったので申し上げた。

あと、もう一点だけ、10ページの5のところ民間競争入札参加者に必要な資格とあるけれども、別紙の23ページのところの業務を見ていると、例えば別紙8の一般廃棄物処理業務をやるには当然廃棄物処理法上の許可が必要だし、警備をやるには警備業法上の許可が必要だし、行政許認可が要る業務がこの中に入っていると思うので、そういう業法上の必要な資格はここには載せなくていいのか。

六車室長 それについては、業者全体その資格を持っているとは思っておりませんので、再委託なり何かの形で確保されるものと思っております。

佐藤専門委員 御存じないのかどうか分からないけれども、再委託が禁止されている業務があるだろう。廃棄物処理に関して、廃棄物処理法上再委託は禁止なのだよ。警備も再委託禁止。だから受けたところがどこに、ごみ処理程度の規模のものであればそれほど心配する必要もないかもしれないけれども、業法上で再委託が禁止されている業務もあるので、行政許認可が必要な業務についてはしっかり確認していただいて、まあそれはこの必要な資格のところ適用法令をチェックされて入れた方がいいと思う。

六車室長 これは十分調査させていただきます。

榎谷主査 よろしいですか。

あと、コスト情報だが、92ページ、これは全部外部委託をしているのだね。それで2,690万ほどかかっている。その内訳が96ページに委託費として、金額の内訳というよりか委

託費で大体どういうものが経費の中身なのかということが加わるのだけれども、これと先ほどの管理・運営業務の実施内容と絡んでくるわけだね。これについて、民間事業者はこの管理・運営業務の実施内容を見て、ある程度委託費がはじけるものか。もう少し突っ込まないとわからないものなのか。説明を民間事業者にする時に、現地視察とか、そんなことも当然希望があれば行うという理解でよろしいか。

増子課長 はい。

榎谷主査 それから、99 ページから何ページかにわたって現状が、機構、協会、協会外業者、入札後は機構と請負者と分かれているが、現在の協会外の業者の方について、これは必ずしも請負者が使うということの強制はされないと理解してよろしいな。協会が今やっているところがある。それを今度は請負者がやることになるわけだが、請負者がどういう業者を使うかについては、これは請負者が自由に選ぶんだと。

六車室長 おっしゃるとおりです。

榎谷主査 これらについては協会外業者の納得は得られていると、契約によるものだから、そういうことだということだね。

あと、特定の施設等で、この業者を使わなければいけないというものは、契約によるものはあるのか。ここはあまりないかもわからないが、プラザ平成の方は、音響だとか何たらかんたら非常に高度な部分があって、メンテなどは大体それに付いているものでしょうから、メンテの保守の内容にも寄るのだろうけれども、この業者を使わざるを得ない。例えば、日立の設備を入れると三菱は多分使えないのではないかと思うので、そういうのはどうなっているか。

六車室長 今のところはそういうところはないと承知しております。

榎谷主査 そういう特定な契約、あるいは実質的に縛られているというものはないということだね。

六車室長 はい。

榎谷主査 一応そういうことなので、まだ質問したいところは山ほど有るかとは思いますが、事務局を通じてまた質問いたしたいと思います。いずれにしても疑問が山のようにありますので、事務局としっかり詰めていただかねばなりません。今日はご苦労様でした。

(日本学生支援機構関係者退室)

(社会保険庁関係者入室)

榎谷主査 続いて、国民年金保険料収納事業に関する民間競争入札の実施状況について、社会保険庁運営部の石井部長より今回の経過を報告していただくこととする。

石井部長 初めにごあいさつを一言申し上げたいと思います。

去る 8 月 24 日付で社会保険庁の運営部長を拝命いたしました石井でございます。改めてよろしくお願いいたします。監理委員会の皆様にはこれからも大変お世話になることと存じますけれども、どうかよろしくお願ひ申し上げます。

この国民年金保険料収納事業の市場化テストについて、本年 10 月から 95 の社会保険事

務所への対象拡大、それから公共サービス改革法に基づく本格実施に伴いまして、去る7月9日の監理委員会に実施要項の付議をさせていただきまして御承認を頂戴したところでございます。私ども、この御承認を受けまして、35の地区、95の事務所で入札手続に入りまして、9月7日に全ての入札が終了したところでございます。

その結果ですけれども、東京の多摩地区、武蔵野と青梅の事務所が予定価格を上回る結果となり、入札不調ということで落札をしていない状況です。それから、11地区、33の事務所におきまして低入札という形になっておりまして、現在調査を進めておりますけれども、問題がないということであれば落札事業者ということで決定をさせていただきたいと思っております。

実は、入札手続におきまして、実施要項のうち多摩地区の青梅事務所分の要求水準等ですけれども、立川事務所全体の数値を誤って用いて記載してしまったということが判明したわけでございます。

本来であれば、そのようなことが判明した段階で速やかに監理委員会の方に御報告申し上げなければいけないわけですが、大変恐縮でございますけれども、私どもの方の事情といいますか、評価委員会の開催といった業者決定に関わる業務に忙殺されてしまった。これは言い訳になってしまうわけですが、御報告が遅れる結果となってしまったことにつきましては大変申し訳なく思っております、改めておわび申し上げたいと思っております。

この多摩地区については、9月6日の入札説明会の際に入札参加事業者の皆様に変更して青梅事務所の要求水準等の資料を示しており、現時点においては、9月28日に開札する予定で入札手続を進めております。そして、この関係で実施要項の訂正をさせていただくことになるわけですので、重ね重ね申し訳なく思っております、お許しを願いたいと思っております。

なお、このような一連の手続の結果でございますけれども、正式な落札事業者が確定した段階でこちらの監理委員会の方にも御報告申し上げ、そして公表という運びにさせていただきたいと思っております。そういうことで、いずれにいたしましても、10月1日の事業開始には是非とも間に合わせたいと思っておりますので、このことを申し添えさせていただきます。

これからの予定でございますが、平成20年度に市場化テストの実施対象となる社会保険事務所数を更に90事務所拡大して、185事務所を対象に市場化テストを実施します。更にその先も、社会保険事務所における国民年金保険料収納事業等の市場化テストを全国に展開していきたいと考えております。

今後、全国の事務所で市場化テストを実施していくということを踏まえまして、今回のような失態を繰り返さないというように、チェック機能をしっかりと強化いたしまして、万全を期して展開してまいりたいと思っております次第でございます。

それから、せっかくの機会でございますので、社会保険庁、昨今マスコミなどにおいて

もいろいろ取り上げられる事項があるわけですが、このうち直面しております2点について、今回御報告をさせていただければと思っております。

1点目は年金記録の問題でございます。基礎年金番号に統合されていない記録がおおよそ5,000万件ある。7月の時点での最新数値は4,870万ということで220万ほど減っておりますけれども、いずれにせよ大変な数字があるということで、先の通常国会では本当に御論議をいただきましたし、そのことを通じて国民の皆様には大変な不安を与えてしまったということを非常に反省しております。

それで、この件については、7月5日に政府与党が対応策のパッケージを発表しております。私どもの責務は、この対応策のパッケージをきちっと実行していくことであると承知しております。8月23日、総務省に設置されております年金業務・社会保険庁監視等委員会に、年金記録適正化実施工程表を報告し発表いたしました。最後のお一人に至るまで、正しい年金を支給することに向けて社保庁を挙げて、しっかりやっていきたい。

もう一点は、これも大変申し訳ない話でございますけれども、制度発足以来、社会保険庁の職員、国民年金の保険料の収納事務を市町村にお願いしていた時代の、これに携わっておられた職員の着服というものを改めて私どもは整理をしております。徹底的な説明を舛添大臣の指示の下に進めてございます。着服についてもきちっと事実関係を明らかにいたしまして、年金制度そのものに対する国民の不信の払拭を更に進めたいと思っておりますので、一つこの点についてもこの場をお借りしましてご報告をし、そしてまたおわび申し上げたいと思っております。

あと一つ、国民年金の保険料の収納も私どもにとって非常に大きな課題でございます。18年度の数字を先月発表させていただきました。17年度の数字に比べまして0.8%下回った形になってございます。66.3%という数字になっているわけでございます。この数字は17年の秋から18年の3月にかけて行われた免除に関する不適正な事務処理というものの影響、後始末がたたってこのような数字になっているわけでございます。

社会保険庁は不適切な、不面目なことがいろいろ発生しているわけですが、長官も交代したわけですが、改めて厚生労働省、そして社会保険庁を挙げて問題の根絶を図っていききたいということで取り組んでいるところでございます。

納付率という関係で申し上げますと、民間事業者の方々による収納業務が95か所ということでございます。被保険者ベースで880万、全体の4割にもなるという規模でもございますので、当然私どもの社会保険庁も頑張らなければいけないと思っておりますけれども、民間事業者の方々の御努力、成果も納付率の達成に向けて非常に重要な鍵を握っていると認識をしているところでございます。

いずれにいたしましても、そういうことで私ども現場の社会保険事務所と民間事業者の方々がきちり協力、連携をする体制を改めて構築をしていくことを通じて頑張っていきたいと思っております。

今後ともそういうことで監理委員会の皆様には大変お世話になることと存じますけれど

も、どうか引き続きよろしくお願ひしたいということでございます。

以上でございます。

榎谷主査 社保庁は、確かに色々な問題が発覚して、それに対する対応が大変だったかもしれない。しかしながら今回の失態に関しては、監理委員会を極めて軽視していると我々は判断したわけである。

数字というのは極めて重要なものであって、間違いがあればすぐさま訂正せねばならないのは当然のことだ。しかしながら当方に何の報告もなく、コソコソといつの間にか訂正してしまうという態度は、社保庁そのものの体質を如実に表しているものだと我々は考えているのだ。

今後、社保庁も相当の改革をせねばならんと思うけれども、とにかく、コソコソといつの間にか訂正してしまおうというような態度では、監理委員会を軽視しているとかいう問題以前の話で、全く話にならない。今後は絶対にこういう失態がないようにされたい。

まだまだ言うべきことはある。今回の入札での予定価格については本当に合理的だったのかどうか。社保庁は今回はたまたま予定価格を上回ったんですよと言っているようだが、ひょっとしたら立川というもののイメージで、数字が独り歩きしていたのではないか。

それから、11の地区について入札予定価格を大幅に下回った。これもやはり予定価格の算定のやり方を間違えていたのではないか。予定価格の算出方法については、次回の会合までにもう一度改めてキッチリと検討してもらい、報告していただく。

それから、再入札で9月28日に開札・10月1日から事業開始との説明があった。しかしながら、引継期間が1日やら2日しかないというのは一体どういうことなのか。果たしてこのような短時間でスムーズに引継ができるのか、大変懸念をしている。ベテランの会社が落札すれば、他の事務所と業務方法はそんなには違ってないだろうから、青梅や武蔵野の特殊な事情だけを判断すれば良いのだろうが、人の問題とか、色々あると思う。

そういう意味では、引継期間がわずか2日しかなくなるような事態に陥ったという面も、我々としては、今後こういう事態が頻繁に発生するようなことになると、官民競争入札の仕組みは一体どうなっているんだという話になるのは必定だ。このあたりを今後どうしてくれるつもりか。

もう一つは、説明の中で、今年の3月までの数字で少し徴収率が下回ってきていると報告があった。社保庁の失態が発覚し、特に問題にされたのは今年の5月の後半だよ。失態発覚以降の状況を踏まえて、今の社保庁に対する国民の厳しい批判に対する反応をどのように来年の4月以降の実施要項に織り込むかという点も、非常に大事になってきている。

いずれにせよ、今回対象になっている事務所だけではなくて、それ以外のところについても入札要項のベースとなる数字をしっかりと詰めて、来年4月以降はしっかりした裏付けのある数字で後のインセンティブ、あるいはディスインセンティブの仕組みを検討していかなばならん。この作業の進行状況については、逐次、監理委員会の事務局の方に報告していただくこととする。

逢見委員 青梅事務所の不落の原因として、設定した要求水準が立川のものであったため、民間業者が誤った情報に基づいて入札することとなり、そのために落札できなかったと考えられるわけだね。

石井部長 一応、私どもの分析としては、それが非常に大きな要因だったのではないかと考えております。そこは本当に反省しなければいけない点と承知しております。

逢見委員 そうだとすると、もっとキチンとした原因究明と対策を取ってもらわないと、この失態があるからと言って10月1日という事業開始日は動かないわけであって、落札する民間業者が引継期間も不十分なままでスタートしなければならないことになるではないか。そこはキチンとした対応を取らねば許されないよ。

石井部長 わかりました。

小林副主査 民間事業者にとっては、こういう失態が起こって、折角一度プロポーザルを出したのに、それが突然駄目になって、またもう一回参入しなければいけない。そして、今言ったとおり、非常に短い引継期間で業務を円滑に運営しなければいけないという義務が課されるとしたら、これはまさしく官自らが効率的な競争を阻害する行為を堂々としているということではないか。この点について、当然のことながらフォローアップは考えているのだろうね。

石井部長 まずもって、今回の事象がどういう経緯で発生をしたのか、その中で責任の所在というのは具体的にはどういう形で把握できるのか、ここのところをしっかりとやっていきたいと考えております。同時に、まさに今御指摘いただきましたように、そのことに伴う影響を、そういうものが生ずるかどうかが一つあるんですけども、そこら辺はきちっと、事業者が落札され、最終的にはそこを担当なさっていただく事業者の方々の言わば対応状況、ここなどもよく聞かせていただきまして、その上で一定の手だてというものを講じる必要がもしあるということであるならば、その段階で考えたいと思いますし、また監理委員会の方にも御報告申し上げたいと、かように思います。

小林副主査 いずれにせよ、キッチリと報告してもらわねばならんということだ。

渡邊委員 今、私どもにも報告するというので、そこを確認する。今回の失態がなぜ起きて、どういうプロセスを経てこのような重大な事態になったのか、この失態に対してどのような処分をし、あるいは措置を講じるのかということについては、タイミングを逸することなく、今度こそ遅滞なく、適時に報告してもらわねば絶対にいけない。調査が全部終わって、私どもが何を申し上げてももう遅いですわ、というような時期ではなくて、失態の全容を解明しつつ、処分や措置については現在こういう段階を経ているというところだということを、逐次に当委員会へ報告していただくということによろしいな。

石井部長 承知いたしました。経緯をよく調べるというところで、そこはきちっとやっていきたいと思っております。

榎谷主査 部長はまだ8月24日から着任ということで、この官民競争入札について、全体のことを十分掌握していないかもしれん。

我々は社保庁側から鋭意色々なデータを提出してもらったが、データのレベルがあまりにお粗末だと言っている。社保庁は本当にこれまでどういう管理をしていたのか、マネジメントしていたのかと疑われるくらいお粗末なデータだった。特に最近は社保庁も大変混乱しているが状況があって分からなくもないが、とにかく極めてお粗末なデータであった。それを我々は社保庁とも協議をして、大分直してきた。

何度も言うようだが、とにかく、非常にデータがお粗末である。元々取っているデータがお粗末な上に、資料の作り方も非常にお粗末だ。徴収率を上げるためには、もっと色々な詳細なデータを取って、どこにどういう問題があるかということ进行分析しながら、適切な手を打っていくべきだと、我々は民間人ですから思うが、少なくとも今までは社保庁という組織はそういう運営になっていなかった。ただやたらと保険者の家に訪問したり電話をかけたというところで、その成果の方も、どういう成果だったかということについてもほとんど把握されていないという状況であった。

部長が言ったように、これから市場化テストを全国展開していくことになるわけだが、それに向けてキッチリとした細かなデータもしっかりと収集し、精度を上げて、最終的な政策目標を達成することが一番望ましいと思う。

それでは、本日はこれで終わりたいと思います。社保庁におかれては、先ほどの話に関して、途中経過についても事務局へ報告するように。

次回の開催予定は事務局から追って連絡するとのことなので、これで終了したいと思います。本日はご苦労様でした。

(終 了)